

共催・協賛に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日 制定
平成 24 年 10 月 2 日 改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、学協会等団体が主催する各種事業に関して、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という。）が共催または協賛を求められた場合、および本学会が開催する各種事業に関して、他学協会等団体に共催または協賛を求める場合の手続きについて定めることを目的とする。

(共催と協賛の区別)

第 2 条 共催および協賛を以下のように定義する。依頼を受ける相手方の学協会等団体において異なる用語が用いられる場合は本定義に従って手続きを行う。

2. 共催とは、費用負担義務、事務局はじめ相応の労務負担義務、著作権の共有あるいは譲渡、のいずれかが発生する各種事業への共同参画をいう。ただし事務局の負担とはホームページや学会誌への掲載などの軽度な負担は除く。

3. 協賛とは、各種事業の趣旨に賛同して参加者および講演者募集など行う協力をいい、費用負担義務や著作権の共有および譲渡が発生しない場合をいう。

(営利団体との共催・協賛の禁止)

第 3 条 学協会等団体、国および自治体およびその外郭団体、公益法人以外からの事業への協賛および共催依頼は認めない。

(理事会承認を要する手続き)

第 4 条 他学協会等団体との各種事業共催については、他学協会等団体からの依頼、当学会からの要請を問わず、すべて理事会の承認を要する。

2. 他学協会等団体からの実績のない事業への協賛依頼、また当学会からの実績のない事業への協賛要請については、理事会の承認を要する。

3. 他学協会等団体と当学会支部、技術委員会、研究会との共催依頼あるいは共催要請についても上記第 1 項に従う。

4. 当学会支部と他学協会等団体との相互の協賛については、当学会支部の判断で承認してもよい。ただし、第 3 条の範囲内とし、承認後は速やかに理事会へ報告する。

5. 当学会の技術委員会、研究会と他学協会等団体との相互の協賛については、管轄する技術委員会の判断で承認してもよい。ただし、第 3 条の範囲内とし、承認後は速やかに理事会へ報告する。

6. このほか、必要と判断されるものは理事会審議を行うものとする。

7. 理事会承認を得て行った各種共催および共催事業については、共催を受託および要請をした本学会の窓口担当者が、費用負担および著作権に関して、理事会に結果報告をする。

8. 前第 2 項にかかわらず、協賛承諾の回答期限が、もっとも近い理事会開催日以前であった場合は、正副会長および総務委員長の全員が承諾した場合は、理事会に先立って、先方に協賛承諾の回答をしても良いこととする。

(理事会承認を必要としない手続き)

第5条 前第4条に相当しない、各種事業に対する協賛依頼あるいは協賛要請については、事務局が適切に判断して手続きを行うこととし、幹部会、理事会へ事後報告とする。

2. 前第1項に関して、当学会支部に関する協賛依頼および協賛要請については、支部が適切に判断して手続きを行うこととし幹部会、理事会へ事後報告することとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会での決議を経て行う。

附則

1. この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。

2. この改訂規程は平成24年度10月2日から施行する。